研修修了後に必要な手続について

「更新研修Ⅱ」を受講される皆様へ

- 研修修了後、**介護支援専門員証の有効期間更新の申請**が必要です。
- **研修を修了しただけでは、介護支援専門員証は更新されません。**
  必ず申請を行ってください。
- **証の有効期間内に申請されなかった場合、有効期間満了後、証は失効します。有効期間を過ぎた場合、研修を修了していても証を更新することはできません**のでご注意ください。
- 証失効後は介護支援専門員の業務に就くことはできません。再度、介護支援専門員の業務に就くには、「再研修」を修了し、証の交付を受ける必要があります。

「再研修」を受講される皆様へ

- 研修修了後、**介護支援専門員証の交付の申請**が必要です。
- **研修を修了しただけでは、介護支援専門員証は交付されません。必ず申請を行ってください。**
- 介護支援専門員の業務に就くには、証の交付を受ける必要があります。

（１）「更新研修Ⅱ」修了後の手続に必要となる書類

- 下記書類をそろえ**有効期間満了日の一月前までに**ご申請ください。

ア.（様式第３号）介護支援専門員証交付申請書（有効期間の更新）

イ. 滋賀県収入証紙１，５２０円分

ウ. 顔写真（同じものを２枚）

・縦 3.0 ㎝×横 2.4 ㎝。白黒・カラーどちらでも可
・**申請前６か月以内に撮影**した無帽、正面、上半身、無背景のもの。
・１枚は申請書に貼付し、もう１枚は裏面に登録番号と氏名を記入してください。

エ. 介護支援専門員証（原本）

・紛失された場合、「介護支援専門員証紛失届」を提出してください
・更新後の証が届くまで日を要するため現在の証の写しをお手元にお控えください。

オ. 介護支援専門員更新研修Ⅱの研修修了証（写し）

・研修修了後の研修記録シート提出確認後、県から郵送します。

（２）「再研修」修了後の手続に必要となる書類

- 下記書類をすべてそろえて当課あてご申請ください。

ア.（様式第２号）介護支援専門員証交付申請書

イ. 滋賀県収入証紙１，５２０円分

ウ. 顔写真（同じものを２枚）

・縦 3.0 ㎝×横 2.4 ㎝。白黒・カラーどちらでも可
・**申請前６か月以内に撮影**した無帽、正面、上半身、無背景のもの。
・１枚は申請書に貼付し、もう１枚は裏面に登録番号と氏名を記入してください。

エ. 介護支援専門員再研修の研修修了証（写し）

・研修修了後の研修記録シート提出確認後、県から郵送します。

（３）氏名や住所に変更がある場合に必要となる書類

- **次の書類を、上記（１）または（２）と併せてご提出ください。**

・（様式第５号）介護支援専門員登録事項変更届出書 ※住所や氏名の変更

・戸籍抄本 ※氏名の変更

（４）提出方法

- 提出書類一式を、**「特定記録」または「簡易書留」による郵送、もしくは持参**により、下記提出先までご提出ください。

〒５２０－８５７７　大津市京町四丁目１番１号
滋賀県健康医療福祉部医療福祉推進課　介護・福祉人材確保係 宛
TEL：０７７－５２８－３５９７　／　FAX：０７７－５２８－４８５１
（※平日８：３０から１７：１５までの間にお問い合わせください。）

（５）申請後の新しい介護支援専門員証について

- 申請受付順に交付いたします。申請の状況によっては、新しい証がお手元に届くまでに１～２月程度かかる場合がありますのでご了承ください。
- 「特定記録郵便」で登録住所あてに送付します。

（６）登録地の移転（転出）について

- 他の都道府県に登録移転したい場合、移転希望先の都道府県にお問い合わせください。

（７）登録地の移転（転入）について

- ①、②の両方該当する場合、滋賀県に登録を移転することができます。
  ①滋賀県内で介護支援専門員として勤務している（または勤務することが決まっている）
  ②証の有効期間が満了していない（有効期間満了後は再研修を修了すれば対象となります。）
- 手続等については、当課までお問い合わせください。

（８）様式のダウンロード

- 滋賀県公式ホームページからダウンロードできます。インターネットがお使いいただけない場合、書類を郵送しますので当課までご連絡ください。

更新申請書類

「県民の方」＞「健康・医療・福祉」＞「高齢者福祉・介護」＞「許認可・申請・届出」
＞「様式のダウンロード（介護支援専門員登録・専門員証関連）」

- QR コードからも申請書類等がダウンロードできますのでご活用ください。